

(4) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数	(5) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合四歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
(6) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合三歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数	(7) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合二歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
(8) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合一歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数	(9) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合二歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
(10) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合一千五百六十円とする。	(11) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合一千五百六十円とする。
(法第九条第二項の政令で定める額)	(法第九条第二項の政令で定める額)

第八条 法第九条第二項の政令で定めるところにより算定した額は、給付期間において当該犯罪被害者が受けた療養のうち現に次条に掲げる法

る場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

の表に定める数

たものとのそれについて健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例（現に同条第六号

又は第七号に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものについては、それ

ぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例）により算定した額（その額

が現に要した費用の額を超える場合にあつては、当該現に要した費用の額（当該現に要した費用の額を合算した額とす

る）。ただし、一月当たり八万円（当該療養のあつた月以前の十二月以内に、この項ただ

し書の規定の適用を受けて一月当たりの額が定められる月（当該療養のあつた月を除く。）が三以上ある場合には、当該療養のあつた月については、四万四千四百円）を超えること

ができるない。

第九条 法第九条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法

三 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）

六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（法第九条第一項の政令で定める場合）

第十条 法第九条第二項の政令で定める場合は、当該犯罪被害者が前条に掲げる法律の規定によ

り当該犯罪被害者が受け、又は受けたことができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

二 最終月の特定入院に係る療養（現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）について第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該

犯罪被害者が受け、又は受けたことができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

一 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超えて別表第四に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前二号に規定する場合における法第九条第二項の政令で定める額は、第一号に規定する額に第

二号に規定する額を加えて得た額とする。

一 給付期間における療養（最終月の特定入院に係るものを除くものとし、現に第九条に掲

げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）のそれぞれについて第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けたことができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

二 最終月の特定入院に係る療養（現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）について第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該

犯罪被害者が受け、又は受けたことができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

一 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第二級（二千八百六十）（犯罪被害者が当該

障害により常時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百八十）

二 第二级 千八百六十五（犯罪被害者が当該障害により随時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百六十）

三 第三级 千六百

四 第四级 九百二十

五 第五级 七百九十

六 第六级 六百七十

七 第七级 五百六十

八 第八级 四百五十

九 第九级 三百五十

十 第十级 二百七十

十一 第一级 二百

十二 第二级 百四十

十三 第三级 九十

十四 第四级 五十

十五 第五级 三十

十六 第六级 二十

十七 第七级 十

十八 第八级 二十

十九 第九级 十

二十 第一级 二十

二十一 第二级 二十

二十二 第三级 二十

二十三 第四级 二十

二十四 第五级 二十

二十五 第六级 二十

二十六 第七级 二十

二十七 第八级 二十

二十八 第九级 二十

二十九 第一级 二十

三十 第二级 二十

三十一 第三级 二十

三十二 第四级 二十

三十三 第五级 二十

三十四 第六级 二十

三十五 第七级 二十

三十六 第八级 二十

三十七 第九级 二十

三十八 第一级 二十

三十九 第二级 二十

四十 第三级 二十

四十一 第四级 二十

四十二 第五级 二十

四十三 第六级 二十

四十四 第七级 二十

四十五 第八级 二十

四十六 第九级 二十

四十七 第一级 二十

四十八 第二级 二十

四十九 第三级 二十

五十 第四级 二十

五十一 第五级 二十

五十二 第六级 二十

五十三 第七级 二十

五十四 第八级 二十

五十五 第九级 二十

五十六 第一级 二十

五十七 第二级 二十

五十八 第三级 二十

五十九 第四级 二十

六十 第五级 二十

六十一 第六级 二十

六十二 第七级 二十

六十三 第八级 二十

六十四 第九级 二十

六十五 第一级 二十

六十六 第二级 二十

六十七 第三级 二十

六十八 第四级 二十

六十九 第五级 二十

七十 第六级 二十

七十一 第七级 二十

七十二 第八级 二十

七十三 第九级 二十

七十四 第一级 二十

七十五 第二级 二十

七十六 第三级 二十

七十七 第四级 二十

七十八 第五级 二十

七十九 第六级 二十

八十 第七级 二十

八十一 第八级 二十

八十二 第九级 二十

八十三 第一级 二十

八十四 第二级 二十

八十五 第三级 二十

八十六 第四级 二十

八十七 第五级 二十

八十八 第六级 二十

八十九 第七级 二十

九十 第八级 二十

九十一 第九级 二十

九十二 第一级 二十

九十三 第二级 二十

九十四 第三级 二十

九十五 第四级 二十

九十六 第五级 二十

九十七 第六级 二十

九十八 第七级 二十

九十九 第八级 二十

一百 第九级 二十

一百一十 第一级 二十

一百一十一 第二级 二十

一百一十二 第三级 二十

一百一十三 第四级 二十

一百一十四 第五级 二十

一百一十五 第六级 二十

一百一十六 第七级 二十

一百一十七 第八级 二十

一百一十八 第九级 二十

一百一十九 第一级 二十

一百二十 第二级 二十

一百二十一 第三级 二十

一百二十二 第四级 二十

一百二十三 第五级 二十

一百二十四 第六级 二十

一百二十五 第七级 二十

一百二十六 第八级 二十

一百二十七 第九级 二十

一百二十八 第一级 二十

一百二十九 第二级 二十

一百三十 第三级 二十

一百三十一 第四级 二十

一百三十二 第五级 二十

一百三十三 第六级 二十

一百三十四 第七级 二十

一百三十五 第八级 二十

一百三十六 第九级 二十

一百三十七 第一级 二十

一百三十八 第二级 二十

一百三十九 第三级 二十

一百四十 第四级 二十

一百四十一 第五级 二十

一百四十二 第六级 二十

一百四十三 第七级 二十

一百四十四 第八级 二十

一百四十五 第九级 二十

一百四十六 第一级 二十

一百四十七 第二级 二十

一百四十八 第三级 二十

一百四十九 第四级 二十

一百五十 第五级 二十

一百五十一 第六级 二十

一百五十二 第七级 二十

一百五十三 第八级 二十

一百五十四 第九级 二十

一百五十五 第一级 二十

一百五十六 第二级 二十

一百五十七 第三级 二十

一百五十八 第四级 二十

一百五十九 第五级 二十

一百六十 第六级 二十

一百六十一 第七级 二十

一百六十二 第八级 二十

一百六十三 第九级 二十

一百六十四 第一级 二十

一百六十五 第二级 二十

一百六十六 第三级 二十

一百六十七 第四级 二十

一百六十八 第五级 二十

一百六十九 第六级 二十

一百七十 第七级 二十

一百七十一 第八级 二十

一百七十二 第九级 二十

一百七十三 第一级 二十

一百七十四 第二级 二十

一百七十五 第三级 二十

一百七十六 第四级 二十

一百七十七 第五级 二十

一百七十八 第六级 二十

一百七十九 第七级 二十

一百八十 第八级 二十

一百八十一 第九级 二十

一百八十二 第一级 二十

一百八十三 第二级 二十

一百八十四 第三级 二十

一百八十五 第四级 二十

一百八十六 第五级 二十

一百八十七 第六级 二十

一百八十八 第七级 二十

一百八十九 第八级 二十

一百九十 第九级 二十

一百九十一 第一级 二十

一百九十二 第二级 二十

一百九十三 第三级 二十

一百九十四 第四级 二十

一百九十五 第五级 二十

一百九十六 第六级 二十

一百九十七 第七级 二十

一百九十八 第八级 二十

一百九十九 第九级 二十

一百二十 第一级 二十

一百二十 第二级 二十

一百二十 第三级 二十

一百二十 第四级 二十

一百二十 第五级 二十

一百二十 第六级 二十

一百二十 第七级 二十

一百二十 第八级 二十</p

2	平成十八年四月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。
3	前項に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、国家公安委員会規則で定める。
附 則 (平成十八年八月三〇日政令第二八六号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。	(施行期日)
(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)	(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 施行日前に行われた療養については、第十五条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第十条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。	第十五条 施行日前に行われた療養については、第十五条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第十条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則 (平成一九年五月二五日政令第六八号)	(施行期日)
1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)	1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
2 この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)	2 この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2	第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十一条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。
附 則 (平成二七年三月二十五日政令第九三号)	(施行期日)
1 この政令は、少年院法の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)	1 この政令は、少年院法の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
2 この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害を原因とする犯罪被害者等給付金については、第四条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なほお従前の例による。	2 この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害を原因とする犯罪被害者等給付金については、第四条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なほお従前の例による。
附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第九四号)	(施行期日)
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。(経過措置)	1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。(経過措置)
2 この政令による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第六条第一項、第七条、第十一条第一項及び第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、第八条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第二条の規定にかかるべく、なお従前の例による。	2 この政令による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第六条第一項、第七条、第十一条第一項及び第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、第八条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第二条の規定にかかるべく、なお従前の例による。

2	第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十一条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。
附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第九五号)	(施行期日)
1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十一年五月一一日政令第一七六号) 抄	(施行期日)
1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。	1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)

2	第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十一条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。
附 則 (平成二十一年五月一一日政令第一七六号)	(施行期日)
1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。	1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。
附 則 (平成二十一年五月一一日政令第一七六号) 抄	(施行期日)
1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。	1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)

三十歳以上 三十五歳未満	三十歳以上 三十五歳未満	四十歳以上 四十五歳未満	四十歳以上 四十五歳未満	五十歳以上 五十五歳未満	五十歳以上 五十五歳未満	五十五歳以上 六十歳未満	五十五歳以上 六十歳未満	六十歳以上
九、八〇〇円	一一、四〇	一二、三〇	一三、二〇	一〇円	一〇円	二〇	三〇	九、二〇〇円
円六、〇〇〇	円六、二〇〇	円五、三〇〇	円四、九〇〇	円四、九〇〇	円四、九〇〇	円三、二〇〇	円四、二〇〇	円三、九〇〇